

2024 年 8 月号

ビジネスと人権：「人権×エンタメ」

I. はじめに

II. エンタメ業界において生じ得る人権への負の影響

III. エンタメ業界における人権への負の影響と自社の事業上留意すべき点

森・濱田松本法律事務所

弁護士 足立 悠馬

TEL. 03 6266 8997

yuma.adachi@mhm-global.com

弁護士 山下 泰周

TEL. 03 6266 8988

taishu.yamashita@mhm-global.com

弁護士 若林 慶太郎

TEL. 03 5220 1974

keitaro.wakabayashi@mhm-global.com

I. はじめに

近時、国内外を問わず、「ビジネスと人権」に関する取組みが企業にますます求められてきており、2024 年 5 月には EU において、人権・環境デュー・ディリジェンスの実施等を企業に法的に義務付けることになる CSDDD（企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令）が採択されました。日本においても、2022 年 9 月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、2023 年 4 月には政府調達において同ガイドラインに沿った取組みを行う努力義務を企業に課す方針が合意されるなど、企業に対する「ビジネスと人権」の取組みの要請が強まっています。

当事務所では、2022 年に人権デュー・ディリジェンスの基礎等の連続ウェビナー（全 6 回）、2023 年に『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全 10 回シリーズ）』を開催いたしました¹、過日ご案内のとおり、本年は、『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー（全 9 回シリーズ）』を開催することとし、先日、その第 3 回として、「人権×エンタメ」と題するウェビナーを配信させていただきました²。

本ニュースレターでは、当該ウェビナーの概要をご紹介します。ご興味・ご関心をお持ちくださった方は、ぜひウェビナーもご覧ください。

II. エンタメ業界において生じ得る人権への負の影響

1. 演者に対する人権侵害

エンタメ業界における主要なライツホルダーとして、タレント等の演者が挙げられ

¹ いずれも MHM マイページのアーカイブからご視聴いただけます。

2022 年『<人権 DD 連続ウェビナー（全 6 回シリーズ）>』

2023 年『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全 10 回シリーズ）』

² 『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー（全 9 回シリーズ）第 3 回「人権×エンタメ」』

CULTURE & ARTS / CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

ますが、演者の人権については、業界の構造上、人権課題が生じる可能性が指摘されています。

まず、演者が労働法上の「労働者」に該当する場合、労働基準法をはじめとした労働関連法令による一定の保護が図られることとなりますが、諾否の事由が認められやすい演者の活動は、使用従属関係に馴染まないことから、演者の「労働者」性が否定される事例が多く、労働関連法令による保護が及ばない場面が想定されます。さらに、演者は、就労を通じた成長を自ら望むなどにより、不当な労働条件も受け入れてしまう可能性もあります。「ビジネスと人権」においては、法令遵守のみでなく、国際的に認められた人権の尊重が必要とされますが、このように、労働法の保護も及ばず、さらに、不当な労働条件も受け入れやすい環境にある演者については、人権侵害が生じていないか特に留意が必要と言えます。

また、エンタメ業界においては、一般に、制作を主導する制作陣（監督・脚本家・演出家等）が、演者に対して優越的な関係性を有することが多く、また、ショービジネス業界には、作品制作の進行を中断してはならないという文化的な慣習もあると指摘されています。このような制作陣と演者の間の関係性やショービジネス界の文化的な慣習から、仮に制作陣による演者に対する人権侵害が生じたとしても、演者が声を上げることが困難な場面も想定されます。

このように、エンタメ業界において、演者については、業界の構造・慣習上、人権侵害が生じやすい地位に置かれることが多いといえ、その労働環境から生じ得る人権課題には留意する必要があります。

2. 制作者に対する人権侵害

エンタメ業界においては、コンテンツの制作者も重要なライツホルダーに挙げられますが、制作者は、フリーランスとして、事業者との間で業務委託契約を締結することが多く、そのような場合、演者と同様に、「労働者」性が認められず、労働法の保護が及ばない可能性があります。

また、エンタメ業界においては、制作者との間で契約書を作成しない場合も少なく、契約書が作成されていない場合、制作者が根拠をもって当初合意された労働条件を主張することがしにくく、その結果、低廉な対価や過酷な労働条件を拒みにくい場合も考えられます。

このように、エンタメ業界においては、制作者についても、実務上存在する契約形態や契約慣行等も原因となって、人権課題が生じ得る点に留意が必要です。

3. コンテンツにおける人権侵害

エンタメ業界における人権課題としては、コンテンツの内容についても留意が必要です。

例えば、人種や民族、性的嗜好に関する差別的な表現を含む不適切なコンテンツが放映されると、その視聴者に対して人権への負の影響を生じさせる可能性があります。近年は、コンテンツにおける人権侵害に関し、「被害者」である視聴者の求めるコンプライアンスレベルの厳格化や、SNS の普及による放映されたコンテンツの急速な拡散により、コンテンツにおける視聴者の人権に対する負の影響が顕在化する局面も多くみられるようになっており、かかる人権への負の影響を生じさせないよう、留意が必要です。

Ⅲ. エンタメ業界における人権への負の影響と自社の事業上留意すべき点

上記のとおり、エンタメ業界においては様々なライツホルダーとの関係で人権課題が生じる可能性があります。エンタメ業界に属する企業においては、これらの人権課題を直接引き起こすなどして、人権侵害に関与してしまう可能性があります。このような企業は、人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンスの実施、人権課題の是正・救済といった国連指導原則において求められる取組みについて、自社の事業内容及び上記のエンタメ業界の特殊性を踏まえて、具体的に、検討・実施していくことが重要となります。

他方、エンタメ業界に属しない企業は、上記の人権課題を直接引き起こす可能性は高くはない場合が多いと思われませんが、そのような企業であっても、自社のバリューチェーン上、エンタメ業界との関連性を有する場合には、上記の人権課題に関与してしまう可能性が否定できません。例えば、自社製品の広告にタレント等の演者を用いる場合や、エンタメコンテンツのスポンサーとなる場合には、エンターテインメントの現場が自社のバリューチェーンに属することとなり、現場における人権課題を助長し又は直接関連するなどの関係が生じることも考えられます。したがって、エンタメ業界には属しない企業も、自社事業とエンタメ業界との関連性を考慮して、平時より上記の各人権課題を実効的に予防し、また、エンタメ業界における人権課題の発生が判明した有事の局面においては、速やかに人権課題の是正・救済が果たせるよう、当事者意識をもった取組みを講じることが求められます。

CULTURE & ARTS / CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー2024（全9回シリーズ）：第3回「人権×エンタメ」』
- 視聴期間 2024年7月16日（火）～2024年11月29日（金）配信
- 講師 足立 悠馬、山下 泰周、若林 慶太郎
- 講義時間 30分程度

No.	テーマ（予定）
1.	人権×AI
2.	人権×環境～気候変動～
3.	人権×エンタメ
4.	人権×地政学リスク
5.	人権×移民労働者
6.	人権×環境～環境汚染～
7.	人権×消費者
8.	人権×環境～生物多様性～
9.	人権×スポーツ

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『EU 企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令の概要～日本政府ガイドラインを踏まえて～』
- 視聴期間 2024年7月17日（水）～2024年8月31日（土）配信
- 講師 塚田 智宏
- 主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※ MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

CULTURE & ARTS / CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

- セミナー 『役職員不正対応の要諦～具体的調査手法、処分、公表から民事刑事対応まで～』

開催日時 2024年8月9日（金）13:30～16:30

講師 【森・濱田松本法律事務所】今泉 憲人
【宇賀神国際法律事務所】宇賀神 崇

主催 株式会社経営調査研究会
- セミナー 『海外子会社における不祥事の初動対応と予防～海外贈賄などの具体的なケーススタディも含めて～』

開催日時 2024年8月23日（金）10:00～12:00

講師 御代田 有恒

主催 株式会社経営調査研究会
- セミナー 『第5427回金融ファクシミリ新聞社セミナー「資本政策やコーポレート・アクションとインサイダー取引規制－自己株式の取得や処分、株式報酬制度、持株会、大株主とのエンゲージメント上の留意点を解説－』

開催日時 2024年9月3日（火）13:30～15:30

講師 宮田 俊

主催 株式会社FNコミュニケーションズ
- セミナー 『海外子会社における不祥事の初動対応の実務ポイント』

開催日時 2024年9月4日（水）10:00～12:00

講師 御代田 有恒

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『公務員との関わり方における留意事項とコンプライアンス～最新の法改正や刑事対応も踏まえて～』

開催日時 2024年9月5日（木）13:30～16:30

講師 今泉 憲人

主催 株式会社経営調査研究会
- セミナー 『情報管理関連規程の整備と留意点～個人情報や技術情報を適切に管理し、不正な利用や漏えいを防止する体制づくり～』

開催日時 2024年9月10日（火）13:30～16:30

講師 北山 昇

主催 株式会社金融財務研究会

CULTURE & ARTS / CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

- セミナー 『SR セミナー2024 「組織のガバナンスと人身売買・強制労働・現代奴隷 (HTFLMS) に関する国際規格 ISO37200 策定に向けて』

開催日時 2024年9月10日(火) 16:00~18:00

講師 塚田 智宏

主催 社会的責任向上のためのNPO/NGOネットワーク
- セミナー 『「ビジネスと人権」に関する最新動向と実務上の留意点~日本政府ガイドラインとEUのCSDDDも踏まえて~』

視聴期間 2024年9月17日(火) 10:00~2024年11月14日(木) 17:00 配信

講師 御代田 有恒

主催 株式会社プロネクサス
- セミナー 『第5437回金融ファクシミリ新聞社セミナー 「Generative AI」を金融機関が活用する際の法律留意点~大規模言語モデル・画像生成AI等、有効活用のポイント~』

開催日時 2024年9月18日(水) 13:30~15:30

講師 田中 浩之

主催 株式会社FNコミュニケーションズ
- セミナー 『今求められる「ビジネスと人権」の基礎と実務~日本政府ガイドライン立案担当者が基礎から解説~』

開催日時 2024年9月20日(金) 14:00~16:00

講師 塚田 智宏

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『【オンライン/会場】企業における生成AI活用の法務実務~生成AIをめぐる国内外のAI規制、著作権、データ利活用など網羅的に解説をいたします~』

開催日時 2024年9月30日(月) 14:00~17:00

講師 田中 浩之

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『「ビジネスと人権」: 契約条項の活用と有事の際の対応方針~日本政府ガイドライン立案担当者が基礎から解説~』

開催日時 2024年10月3日(木) 14:00~16:30

講師 塚田 智宏

主催 一般社団法人企業研究会

CULTURE & ARTS / CRISIS MANAGEMENT / SUSTAINABILITY NEWSLETTER

- セミナー 『企業における公務員との関わり方とコンプライアンス～「渡す」・「受けとる」の勘所、最新の法改正についても解説～』
開催日時 2024年10月11日（金）14:00～17:00
講師 今泉 憲人
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『「個人情報取扱担当者向け養成講座」～担当者として理解しておくべき国内外の法規制とプライバシーガバナンスについて解説～』
開催日時 2024年10月21日（月）10:00～12:00
講師 北山 昇
主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

- 論文 「〈社会安全フォーラム「公共空間化」するサイバー空間の安全安心の確保—官民の多様な主体連携〉講演 3 サイバー攻撃被害企業における当局との連携」
掲載誌 警察学論集 Vol.77 No.7
著者 鳶 大輔

- 論文 「Japan's DPA publishes interim summary of amendments to data protection regulations」
掲載誌 International Association of Privacy Professionals (IAPP)
著者 田中 浩之、塩崎 耕平（共著）

- 論文 「政治資金規正法改正の要点—政治資金の収支の公開と国会議員の責任」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.9
著者 今泉 憲人